

○幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第６３号）新旧対照表
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（医科幹部候補生） 第５条 （略） ２ 年齢２０歳以上３０歳未満の日本の国籍を有する者であつて、<u>医科幹部候補生試験に合格し、かつ、医師国家試験に合格したものは、</u>陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、医科幹部候補生を命ずる。 （削る） （削る） （削る）	（医科幹部候補生） 第５条 （略） ２ <u>次の各号のいずれかに該当する年齢２０歳以上３０歳未満の日本の国籍を有する者で</u>医科幹部候補生試験に合格したものは、<u>陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、</u>医科幹部候補生を命ずる。 <u>(1) 大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者</u> <u>(2) 医師国家試験予備試験に合格した者</u> <u>(3) 外国の医学校を卒業し又は外国で医師免許を受けた者で医師国家試験の受験資格があるもの</u>
（歯科幹部候補生） 第６条 年齢２０歳以上３０歳未満の日本の国籍を有する者であつて、<u>歯科幹部候補生試験に合格し、かつ、歯科医師国家試験に合格したものは、</u>陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、歯科幹部候補生を命ずる。 （削る） （削る） （削る）	（歯科幹部候補生） 第６条 <u>次の各号のいずれかに該当する年齢２０歳以上３０歳未満の日本の国籍を有する者で</u>歯科幹部候補生試験に合格したものは、<u>陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、</u>歯科幹部候補生を命ずる。 <u>(1) 大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者</u> <u>(2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者</u> <u>(3) 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を受けた者で歯科医師国家試験の受験資格があるもの</u>
（薬剤科幹部候補生） 第７条 年齢２０歳以上２８歳未満の日本の国籍を有する者であつて、<u>薬剤科幹部候補生試験に合格し、かつ、薬剤師国家試験に合格したものは、</u> <u>（薬剤師法第１５条に規定する者に限る。）</u>は、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。 （削る） （削る）	（薬剤科幹部候補生） 第７条 <u>次の各号のいずれかに該当する年齢２０歳以上２８歳未満の日本の国籍を有する者で</u>薬剤科幹部候補生試験に合格したものは、<u>陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、</u>薬剤科幹部候補生を命ずる。 <u>(1) 大学において正規の薬学の課程（学校教育法第８７条第２項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者</u> <u>(2) 外国の薬学校を卒業し又は外国の薬剤師免許を受けた者で薬剤師国家試験の受験資格があるもの</u>

○幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成２２年防衛省訓令第４１号）
新旧対照表

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 この訓令は、平成２２年１１月２９日から施行する。 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成１６年法律第１３４号）附則第２条又は第３条の規定により薬剤師国家試験を受けることができる者が次に掲げる要件を満たす場合には、<u>幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令（平成２３年防衛省訓令第３７号）</u>による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第７条の規定にかかわらず、<u>薬剤科幹部候補生試験を受けることができる。</u> (1) <u>年齢２０歳以上</u>２５歳（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院において<u>正規の薬学の課程を２年以上修め、薬学修士の学位を受けた者</u>にあつては２７歳）未満であること。 (2) <u>日本国籍を有すること。</u> (3) 大学において正規の薬学の課程を修めて卒業していること。 3 <u>前項の規定の適用を受けた者のうち薬剤科幹部候補生試験に合格し、かつ、薬剤師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。</u>	附 則 1 この訓令は、平成２２年１１月２９日から施行する。 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成１６年法律第１３４号）附則第２条又は第３条の規定により薬剤師国家試験を受けることができる者の<u>薬剤科幹部候補生への任用については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（以下「改正後任用等訓令」という。）</u>第７条の規定にかかわらず、<u>なお従前の例による。</u>